

30 東京大学法律学卒業の者へ代言営業免許状授与方布達の

儀上申

〔明治十三年十二月〕

(注記1)

(付表)

(井手)

別紙当省丙第十六号各府県へ相達候ニ付此段及上申候也

明治十三年十一月廿九日

司法卿 田中不二麻呂 印

太政大臣 三條實美殿

(注記3)(注記2)

丙第十六号

地方裁判所

検事

検事アラサル

各県

明治十二年五月司法省丙第七号達左之通改正候条此旨可相心得事

明治十三年十一月廿九日

司法卿 田中不二麻呂

文部省所轄東京大学法学部ニ於テ法律学卒業ノ者代言営業出願セシ時ハ明治十三年五月司法省甲第一号布達改正代言人規則第二拾七条(出願期月)第二拾八条(試験課目)ニ関セス免許状授与候条右出願ノ節ハ卒業免状ヲ検査シ願書ニ其写ヲ添ヘ進達可致此旨相達候事

但本文試験ニ関スルモノ、外代言人規則ニ準拠スルハ一般代

言人ト異ナルヲナシ

明治十三年十二月十四日

大臣 花押 花押

内閣書記官

司法省上申丙第十六号達之事

明治十三年十二月十四日

司法部 印

別紙司法省丙第十六号各府県へノ達上申ニ付供高覽候也

(注記1)

「司法部第四一九号ノ十一月卅日ノ司法部受付印」

(注記2)

「司法部」

(注記3)

「十」(簿冊内件名番号)「乙二〇八」

(注記4)

「司乙二〇八号」

(注記5)

「門谷」

(注記6)

「済」

(注記7)

「司法部第四一九号」

〔明治十三年十二月
公文録 司法省之部
2A, 10, ㊦2707 一〕